

**関東信越税理士会
熊谷支部 10月例会次第**

日時 令和2年10月7日(水)
午前9時30分～

場所 ホテルガーデンパレス

1. 会務報告

- | | | |
|--------------|--------------------------|--------------|
| (1) 9月 7日(月) | 例会・署との協議会 | 於 ホテルガーデンパレス |
| (2) 9月 7日(月) | 研修会 | 於 ホテルガーデンパレス |
| (3) 9月10・11 | 亀村昌雄会員通夜・告別式 | 於 メモリアル彩雲 |
| (4) 9月16日(水) | 中学生の「税についての作文」最終審査会及び役員会 | 於 熊谷市立商工会館 |
| (5) 9月16日(水) | 租税教室講師研修 | 於 熊谷税務署 |
| (6) 9月29日(火) | 訪問個別記帳指導事前打ち合わせ会議 | 於 熊谷税務署 |
| (6)10月 1日(木) | 正副支部長・地域長会議 | 於 支部事務局 |
| (7)10月 1日(木) | 熊谷税務署との協議会 | 於 熊谷税務署 |

2. 会務予定及び連絡事項

(1) 例会・署との協議会

日時 10月7日(水)午前9時30分～

場所 ホテルガーデンパレス

(2) 研修会

日時 10月7日(水)午前10時45分～12時45分

場所 ホテルガーデンパレス

内容 『顧問先に案内できる「埼玉県よろず支援拠点」の使い方』
～税理士事務所と公的な経営相談所の連携方法～

講師 (公財)埼玉県産業振興公社 チーフコーディネーター 越智隆史先生

(3) 法人会年末調整セミナー事前打ち合わせ

日時 10月7日(水)午後1時30分～

場所 熊谷法人会事務所

(4) 正副支部長・地域長会

日時 11月4日(水)午後1時30分～午後3時00分

場所 支部事務局

(5) 網紀監察協議会

日時 11月4日(水)午後3時00分～

場所 熊谷税務署

(6) 書面添付協議会

日時 11月4日(水)午後3時30分～

場所 熊谷税務署

(7) 熊谷税務署との協議会

日時 11月4日(水)午後4時00分

場所 熊谷税務署

(8) 法人会年末調整セミナー

日時 11月6日(金)午後1時30分～3時30分

場所 ホテルガーデンパレス

(9) 法人会年末調整セミナー

日時 11月12日(木) 午後1時30分～3時30分

場所 埼玉グランドホテル深谷

(10) 「税を考える週間」税理士による無料電話相談

日時 11月17日(火)午前10時00分～午後4時00分

場所 電話相談

(11) 農業青色申告会との協議会

日時 11月18日(水)午前10時30分～

場所 J A深谷北部営農センター

(12) 熊谷一日合同行政相談

日時 11月30日(月)午後1時00分～4時30分

場所 熊谷文化創造館さくらめいと

3. その他の協議報告事項

4. 熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

《支部推薦》

熊谷市情報公開・個人情報保護審査会委員 藤野佳子会員

熊谷市固定資産評価審査委員会委員 福島泰彦会員

熊谷市特別職報酬等審議会委員 松本一良会員

5. 支部会員入会・転入・転出・異動等

登録変更

相馬広明(大里地区)

〒369-1108 深谷市田中753-8

TEL 594-8437 FAX 594-8438

令和2年10月1日現在 会員数161名

6. 次回例会予定

場所 ホテルガーデンパレス

日時 11月9日(月) 午前10時30分～

署との協議会

午前11時00分～

例会

午後 1時00分～

研修会

*バス 午前10時10分

熊谷駅南口

7. 次回研修予定

場所 ホテルガーデンパレス

日時 11月9日(月)午後1時00分～4時45分

内容 DVD 研修「税理士のための相談者のケース別相続税・贈与税の対応実務」
(新事業承継税制利用の留意点をふまえて)

講師 税理士 岩下忠吾先生 東京税理士会所属

単位 4単位

バス 熊谷駅南口 12時20分

8. 支部ホームページ

ユーザー名 kumazei

パスワード kuma2012

支部ホームページアドレス <http://www.kumazei.or.jp>

* 会員専用ページで上記のパスワードを入力し、ログインして下さい。例会資料が見られます

*今後の例会日日程を掲載しました。(令和2年10月7日現在)

12月例会	12月 9日(水)	午後 4時00分～
1月例会	1月14日(木)	午前 9時30分～
2月例会	2月 8日(月)	午前10時30分～
3月例会	3月26日(金)	午後 4時00分～

*予定ですので変更になる場合もあります。

e-tax・L-taxの利用を推進しましょう。

令和2年10月7日

関東信越税理士会県北ブロック税理士支部会員各位

関東信越税理士会

熊谷支部	支部長	寺山智久	研修部長	中村武司
本庄支部	支部長	柴崎 厚	研修部長	小川 輝
秩父支部	支部長	阪本昇寿	研修部長	浅賀信貴
行田支部	支部長	鈴木秀次	研修部長	木村忠之

税理士会36時間規定研修

令和2年度県北ブロック研修会のご案内

拝啓 初秋の候、県北ブロックの税理士会員の先生方におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

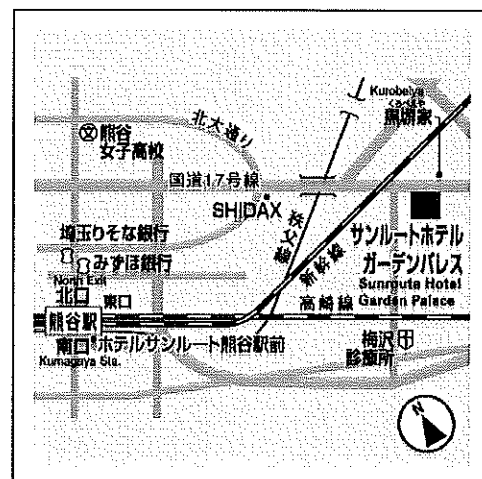
さて、今回の研修は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、やむをえずDVD研修となりました。

つきましては、下記の要領にて、会員のみで県北ブロック研修会を開催いたしますので、何かとお忙しいこととは存じますが、多くの会員の皆様にご出席いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

日時	令和2年11月9日(月) 午後1時00分～4時45分
受付	午後12時30分より
場所	ホテルガーデンパレス TEL 048-525-7777 〒360-0023 埼玉県熊谷市佐谷田 3248
内容	DVD 研修 『税理士のための相談者のケース別 相続税・贈与税の対応実務』 (新事業承継税制利用の留意点をふまえて)
講師	税理士 岩下忠吾先生 東京税理士会所属
対象	税理士会会員
単位	4単位(会員は受講カードを持参ください)
受講料	1000円(資料代を含む)



★バスは熊谷駅南口より 12時20分に発車します。

★資料準備の為、10月23日(金)までに行田支部事務局申し込み下さい。

きりとり不要 全て行田支部事務局 FAX 048-554-1497にお送りください

令和2年11月9日の県北ブロック研修会出席人数は

会員 _____ 名

支部名 _____ 支部 _____ 会員名 _____

日時 令和2年10月7日(水)
9時30分～
場所 ホテルガーデンパレス

税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

1 支部長あいさつ

2 税務署長あいさつ

3 県税事務所長あいさつ

4 税務署からの連絡事項

(1) 国税庁における新型コロナウイルス感染症の感染防止策について

別添1「国税庁における新型コロナウイルス感染症の感染防止策について」参照

国税庁では新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策に取り組んでいるところですが、納税者の方にその取組について周知するため、国税庁における感染防止策を取りまとめたリーフレットを作成し、国税庁ホームページに掲載しております。ご理解とご協力をお願い申し上げます。

(2) 税理士業務のセルフチェック表を活用した実態確認について

(総務課)

国税局・税務署では、皆様のご理解・ご協力のもと、税理士業務の執行状況についての実態確認を実施しております。

対象の方には、事前にセルフチェック表を送付いたしますので、執行状況を点検していただき、ご回答くださいますようお願いいたします。

(3) 令和2年10月～12月までのe-Tax運転時間について

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、オンラインによる対応が求められている状況等を踏まえ、e-Taxの土日運転を実施してきたところですが、引き続き、別添2のとおり、12月末までの土日の一部について運転の拡大を行うこととなりましたのでお知らせいたします。

(4) 中学生・高校生の「税の作文」の応募状況について

(総務課)

イ 中学生の「税についての作文」

管内中学校 30校 応募校数 30校

管内生徒数 9,327名 応募編数 8,356編 (前年比 98.9%、応募率 89.6%)

ロ 税に関する高校生の作文

応募校数 5校 応募編数 685編 (前年比 62.6%)

中学生の「税についての作文」事業につきましては、税理士会熊谷支部長賞を設けていただくなど、日頃からご理解とご協力をいただきましてありがとうございます。

応募状況につきましては、管内全中学校 30校から 8,356編と、9割近くの生徒さんからの応募がありました。

なお、国税庁主催の「税に関する高校生の作文」事業につきましても、5校から 685編の応募がありました。

優秀作品は、例年11月中旬に開催する「納税表彰式」にて表彰していましたが、納税表彰式は中止になりましたので、学校へお持ちするなどの方法により、表彰する予定です。

(5) 年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書の発送について

(管理運営部門)

発送日 令和2年10月22日(木)

年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書(以下「控除証明書」という)の書面交付分の発送日につきましては、埼玉県内税務署統一で令和2年10月22日(木)となっておりますので、ご承知おきください(関東信越国税局管内の各県においても、同日の発送見込み)。

なお、控除証明書の電子交付分については、令和2年10月26日以降の交付となりますことご承知おきください。

(6) 決算説明会の開催について

(個人課税部門)

例年先生方に講師となっていていただき 12 月に 5 回実施していた決算説明会につきましては、コロナの影響を鑑み、正式に中止の連絡が参りました。

ご連絡が遅れまして、申し訳ございませんでした。来年以降再度実施の際にはよろしく願いいたします。

(7) 中小企業庁等が実施する「消費税の転嫁拒否等に関する調査」における個人事業者への調査票の送付について

(個人課税部門)

10 月 1 日 (木) 及び 15 日 (木) に、熊谷署管内では合計約 1 万件の個人事業者に対して国税庁から一括で上記の調査票をお送りさせていただきます。

これは中小企業庁及び公正取引委員会が、事業者が取引先事業者から消費税の転嫁拒否等の行為を受けていないかを把握するために実施しているもので、国税庁が協力を受け、税務署が送付するという形式になっております。

内容はアンケート方式で、転嫁拒否等の事実の状況や業者の記載をいただくもので、ご質問等は中小企業庁等が設置した照会センターにお聞きいただくことになっております。

当会の開催時点で既に発送が行われており、連絡が遅くなりまして申し訳ございませんが、ご関与先の事業者からご質問等がございましたら、先ほどの照会センターへご連絡いただきますようご指導をお願いいたします。

(8) 会計検査院からの指摘事項について (資産課税部門)

平成 30 会計年度以降の指摘事項

税 目	指摘事項
相続税	取引相場のない株式の評価において、対象法人は自己株式を発行していないにも関わらず、類似業種比準価額の計算に当たって発行済株式数と同数の自己株式が発行されていると評価していた。
贈与税	取引相場のない株式の評価において、対象法人には損金算入した繰越欠損金控除額があったにも関わらず、類似業種比準価額の計算に当たってこれを考慮しないまま評価していた。
譲渡所得	住宅借入金等特別控除(措法 41)と居住用財産の譲渡所得の特別控除(措法 35①)を同年分の申告で重複適用していた。
	譲渡損失が生じている土地について、相続財産に係る譲渡所得の課税の特例(措法 39)は適用できないにも関わらず、これを適用した譲渡所得の計算がされていた。
	一の土地の譲渡について、措法 31 の 2 及び措法 34 の 2 に規定する特例を重複して適用できないにも関わらず、これを適用した譲渡所得の計算がされていた。

(9) 令和2年分 年末調整説明会の開催中止について

(法人課税部門)

例年、11月から12月上旬にかけて源泉徴収義務者を対象とした年末調整説明会を開催しているところですが、令和2年分の年末調整説明会については、開催を中止とさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を踏まえ、外部会場を使用して大規模に実施する年末調整説明会については、ソーシャルディスタンスを完全に確保することが困難であるなど、参加される源泉徴収義務者の皆様の安全を確実に担保することが難しいとの判断によるもので、全国一律の開催中止となります。

源泉徴収義務者に対する年末調整の関係書類の発送は、10月下旬頃を予定しています。その関係書類の中に、年末調整説明会中止のお知らせを記載したチラシを同封します。また、各用紙については、発送する枚数が限られていますので、お手数でも、国税庁のホームページを活用していただくか、税務署にご来署いただくようお願いいたします。

添付書類

- 1 「国税庁における新型コロナウイルス感染症の感染防止策について」
- 2 「e-Tax利用可能時間カレンダー」

国税庁における 新型コロナウイルス感染症の感染防止策について

国税局（所）・税務署では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、職員一人ひとりが感染防止の3つの基本である①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いを徹底し、業務運営に当たっても「3密（密集、密接、密閉）」を避ける等の「新しい生活様式」に基づく各種の感染防止策を徹底しております。

窓口業務における感染防止策

- ◆ 人との間隔を1～2m空け、会話の際、可能な限り真正面を避ける
- ◆ 執務中のマスクの着用の徹底
- ◆ 手洗い（手指消毒）の徹底
- ◆ 毎朝の体温測定、咳・発熱等の有無の確認
※ 発熱等の風邪症状のある者は、事務に従事しない
- ◆ 総合窓口周辺の窓や扉を開け、定期的に換気
- ◆ 日々の窓口カウンター、面接ブースの消毒

調査・徴収事務における感染防止策

- ◆ 調査・徴収事務担当者は、納税者宅等へ出張する前に、以下の感染防止策を行い、管理者の確認を受けています
 - ・ 検温の実施
 - ・ 手洗い（手指消毒）の実施
 - ・ 咳・発熱等の有無の再確認
- ◆ 出張先では、納税者等の協力を得た上で、以下の感染防止策を行います
 - ・ マスクの着用の徹底（納税者等にも協力を依頼）
 - ・ 応対時には、一定程度の距離を保ち、会話の際、可能な限り真正面を避ける
 - ・ 窓や扉を開け、定期的に換気
 - ・ 職員の人数や滞在する時間を可能な限り最小限にする

国税局（所）・税務署では、咳・発熱等の症状がある方や、体調のすぐれない方の税務署への来署をご遠慮いただいています。

また、税務署に来署される際は、このような感染拡大防止策をご理解の上、マスクの着用、手洗い（手指消毒液の利用）など、感染予防へのご協力をお願いします。



利用可能時間カレンダー

◎ 0:00 ~ 24:00 ○ 8:30 ~ 24:00 ✕ 休止中

2020年10月

日	月	火	水	木	金	土
				1 ◎	2 ◎	3 ○
4 ○	5 ○	6 ◎	7 ◎	8 ◎	9 ◎	10 ○
11 ○	12 ○	13 ◎	14 ◎	15 ◎	16 ◎	17 ✕
18 ✕	19 ○	20 ◎	21 ◎	22 ◎	23 ◎	24 ✕
25 ✕	26 ○	27 ◎	28 ◎	29 ◎	30 ◎	31 ○

2020年11月

日	月	火	水	木	金	土
1 ○	2 ○	3 ○	4 ○	5 ◎	6 ◎	7 ✕
8 ✕	9 ○	10 ◎	11 ◎	12 ◎	13 ◎	14 ✕
15 ✕	16 ○	17 ◎	18 ◎	19 ◎	20 ◎	21 ○
22 ○	23 ○	24 ○	25 ◎	26 ◎	27 ◎	28 ○
29 ○	30 ○					

2020年12月

日	月	火	水	木	金	土
		1 ◎	2 ◎	3 ◎	4 ◎	5 ○
6 ○	7 ○	8 ◎	9 ◎	10 ◎	11 ◎	12 ✕
13 ✕	14 ○	15 ◎	16 ◎	17 ◎	18 ◎	19 ✕
20 ✕	21 ○	22 ◎	23 ◎	24 ◎	25 ◎	26 ○
27 ○	28 ○	29 ✕	30 ✕	31 ✕		